

徳島県告示第百五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。

令和三年三月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指 定 年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
特定非営利活動法人八一 トこあら	吉野川市山川町湯立三三〇 番地五	特定非営利活動法人八 トこあら	吉野川市山川町湯立三三〇 番地五	同行援護	令和三年三月 一日